

# 令和 3 年度埼玉県計画に関する 事後評価

令和 7 年 1 月  
埼玉県

### 3. 事業の実施状況

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15 (医療分)】 電話による小児患者の相談体制の整備	【総事業費】 211,085 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	埼玉県、埼玉県看護協会	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	救急医療機関を受診する小児の患者のうち、軽症者の割合が高く、真に救急を必要とする小児の患者の受入れが困難となる恐れがある 第二次救急医療機関における小児軽症患者の受診割合の減 H30年度：83.7% → R5年度：83%	
事業の内容（当初計画）	子供の急な病気やけがについて、家庭での対処方法や医療機関の受診の必要性をアドバイスする小児救急電話相談事業を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	電話相談件数 90,000 件	
アウトプット指標（達成値）	電話相談件数 114,962 件	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標 第二次救急医療機関における小児軽症患者の受診割合 80.9% (R4)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 相談対応のうち約67%が安静して様子を見るなど、家庭での対応で事なきを得ており、子供の休日や夜間における急な病気やケガに対する保護者の不安を解消するとともに軽症の小児患者の受診を抑え、救急医療機関の負担軽減を図ることができたと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 事業を委託により実施することより、小児科看護の経験を持つ相談員の確保及び相談の実施等において、効率的な執行ができたと考える。</p>	
その他		